

福岡市 動物愛護管理推進 実施計画



平成21年4月

はじめに

福岡市は、平成20年度に市政運営の舵取りとなる「福岡市2011グランドデザイン」～政策推進プラン～を策定しましたが、この中の「都市生活者のルールを守る市民のまちづくり」を目指した「動物の愛護及び管理推進事業」を進めるため、この度、『福岡市動物愛護管理推進実施計画』を策定しました。

この計画は、動物にまつわる様々な課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とするもので、動物に関する施策を推進するにあたっては、次の3つの視点を基本としております。

1 関係者の責務と役割の明確化

行政、飼い主、動物取扱業者の責務及び動物関係団体や市民の皆様の役割を明らかにし、それぞれの責務と役割を十分に果たせるよう、行政が支援・リードしてまいります。

2 動物の愛護と管理に対する理解の促進

動物にかかわる方はもちろん、かかわらない方も含めた市民の皆様に、動物の愛護と管理に対する理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

3 動物関係団体との連携と協力体制の構築

これまでのように主として行政だけで施策を推進するのではなく、動物関係団体と連携・協力して取り組んでまいります。

今後、本市の犬猫の引取りや殺処分頭数の半減などを10年後の目標として、動物の適正飼育を推進するとともに、動物による危害の防止や狂犬病の予防についても十分な取組みを継続してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

福岡市長 吉田 宏

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 動物行政の現状と課題	
1 現状	
(1) 犬の登録と狂犬病予防注射実施状況	2
(2) 犬猫の収容状況	3
(3) 犬猫の措置状況	5
(4) 犬猫に関する苦情・相談と飼い主等指導状況	6
(5) 普及啓発	7
(6) 動物愛護推進事業	8
(7) 動物取扱業登録等状況	9
(8) 特定動物飼育状況	10
2 課題	11
第3章 計画の基本的な考え方	12
1 計画の目的	
2 本市動物行政の方向性	
3 計画の実施期間	
4 対象地域	
5 計画の位置付け	
第4章 施策推進の基本的な視点	
1 関係者の責務と役割の明確化	
(1) 行政の責務	13
(2) 飼い主の責務	13
(3) 動物取扱業者の責務	13
(4) 動物関係団体の役割	14
(5) 市民の役割	14
2 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進	14
3 動物関係団体との連携と協力体制の構築	14
第5章 計画の推進体制	15
第6章 目標	16

第7章 具体的施策	17
1 動物愛護業務	
(1) 譲渡事業の充実	19
(2) 適正飼育についての啓発	20
(3) 不妊去勢手術の徹底	21
(4) マイクロチップ装着の推進	22
(5) 動物愛護思想の普及啓発	23
(6) ふれあい事業の充実	24
(7) 動物愛護推進員の委嘱	24
(8) 有限責任中間法人福岡市獣医師会との連携	25
(9) 動物愛護団体との連携	25
(10) 動物愛護を目的とした寄付の受入れ	26
2 動物管理業務	
(1) 狂犬病予防定期集合注射の実施方法の見直し	27
(2) 犬の登録率と狂犬病予防注射実施率の向上	28
(3) 鑑札と注射済票装着の徹底	29
(4) 飼うことができなくなった犬猫の安易な引取り防止	30
(5) 収容動物返還率向上のための方策の検討	30
(6) 猫問題対策の実施	31
(7) 動物取扱業者の監視指導	32
(8) 特定動物飼育者の監視指導	33
(9) 大型犬飼育施設の監視指導	34
(10) 多頭飼育者の監視指導	34
(11) 実験動物飼育施設の監視指導	35
(12) 産業動物飼育施設の監視指導	35
(13) 効果的・効率的な犬の捕獲業務の確立	36
(14) 効果的・効率的な猫の回収業務の確立	37
(15) 犬猫の殺処分方法の検討	37
(16) 危機管理対策の実施	38
第8章 動物管理センターの位置付け、役割と名称	39
1 位置付け	
2 役割	
3 名称	
第9章 動物愛護管理センター(仮称)の整備	
1 動物愛護管理センター(仮称)施設の整備	
(1) 立地条件・面積	40
(2) 施設整備の方向性	41
2 動物愛護管理センター(仮称)の組織体制	42
(1) 民間の活用	
(2) 動物愛護管理センター(仮称)の人的体制	
3 動物愛護管理センター(仮称)の人材育成	43
(1) 共通事項	
(2) 獣医師	
(3) 動物愛護業務員	
【用語解説】	44